

# 全肢連情報

## ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を  
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

## 障害者差別解消法が施行

平成25年6月に成立した『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）』が、4月1日より施行された。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

この法律では主に次のことを定めている。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止する。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、開発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めている。

### ◆障害者差別解消法・基本方針◆

#### ①障害者は、いわゆる障害者手帳をもっている人に限られない

法の対象となる障害者は、いわゆる「社会モデル(※)」の考え方を踏まえた障害者基本法に規定する「障害者」と同じです。つまり、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が対象となります。したがって、いわゆる障害者手帳をもっている人に限られません。

#### ※社会モデルとは…

障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方。

#### ②すべての分野の事業者が対象

法の対象となる事業者は、分野を問わず、商業その他の事業を行う者です。(地方公共団体の

経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人は、事業者となります。)

個人事業者やボランティアなどの対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人なども、同種の行為を反復継続する意思をもって行っている場合は事業者として扱われます。

なお、障害者雇用における差別解消のための措置については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の定めるところによることとされています。

### ③「不当な差別的取扱い」の考え方

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付けない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することは、不当な差別的取扱いとして禁止されます。

なお、障害者割引の適用や各種手当の給付など、障害者に対する必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いとはなりません。

### ④「正当な理由」があると判断した場合

正当な理由となるのは、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

正当な理由に当たるか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

正当な理由があると判断した場合は、障害者にその理由を説明するとともに、理解を得るように心がけてください。

### ⑤「合理的配慮」の考え方

個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（※）があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供することとされています。

行政機関等においては、率先して取り組む主体として法的義務ですが、事業者については、障害者との関係が分野ごとに様々であることから努力義務とされています。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らして、本来の業務に付随するものであること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意してください。

合理的配慮は、障害の特性や求められる場面に応じて異なり、さらに、その内容は技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。基本方針では、現時点における具体例として、

- ・物理的環境への配慮（例：車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す）
- ・意思疎通の配慮（例：筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション）
- ・ルール・慣行の柔軟な変更（例：障害の特性に応じた休憩時間の調整）

この3類型に整理しています。

## ⑥「過重な負担」に当たると判断した場合

個々の場面において、下記の考慮要素に照らし、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じた柔軟な対応をお願いします。

総合的・客観的な考慮の結果、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するとともに、理解を得るように心がけてください。

《過重な負担の考慮要素》

- ✓事務・事業への影響の程度（事務事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ✓実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ✓費用・負担の程度
- ✓事務・事業規模
- ✓財政・財務状況

### ※意思の表明とは

意思の表明に当たっては、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。（障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）

▽関係府省庁の対応要領・対応指針は、下記の内閣府HPからご覧になれます▽

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioyoryo.html>

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

### ◇障害者差別解消法関係の経緯◇

平成16年6月4日	障害者基本法改正 ※施策の基本的理念として差別の禁止を規定
平成18年12月13日	第61回国連総会において障害者権利条約を採択
平成19年9月28日	日本による障害者権利条約への署名
平成23年8月5日	障害者基本法改正 ※障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定
平成25年4月26日	障害者差別解消法案閣議決定、国会提出
平成25年6月26日	障害者差別解消法 公布・一部施行
平成26年1月20日	障害者の権利に関する条約締結
平成27年2月24日	障害者差別解消法「基本方針」閣議決定
平成28年4月1日	障害者差別解消法施行

## 改正社会福祉法案の国会審議の状況について

改正社会福祉法案（社会福祉法等の一部を改正する法律案）の審議状況については、昨年4月3日に閣議決定され同日に国会（第189回（常会））に上程、7月2日の衆議院厚生労働委員会において可決、31日には衆議院本会議において賛成多数で可決され、参議院に送致された。しかし、9月27日の会期までには成立とならず継続審査となっていた。

当初は秋の臨時国会で審議される見通しであったが、臨時国会の開会が見送られ、今年1月4日より開会された国会（第190回（常会））において改めて審議されていた。

3月10日の参議院厚生労働委員会（委員長自民党三原じゅん子参議院議員）において塩崎厚生労働大臣による趣旨説明、引き続き同委員会で15日に法案に対する質疑、16日に参考人（全国経営協武居副会長、他3名）からの意見陳述と参考人質疑が行われた。

そして3月17日には同委員会で修正議決、15項目に渡る附帯決議が法案に付されました（附帯決議の内容は2～4ページ参照）。23日（水）の参議院本会議において、賛成多数で可決、衆議院に送致された。

同法案は昨年の国会において衆議院において可決されているが、同一会期中に両院で可決することが原則であることから、再度衆議院において審議されることとなる。30日（水）の衆議院厚生労働委員会を経て31日（木）の衆議院本会議での可決・成立が、想定される最短のスケジュール。

厚生労働省の同法案の所管課（社会・援護局福祉基盤課）からは、平成28年4月施行事項に係る政省令等については、成立後ただちに発出するとの説明を受けいる。

平成28年4月施行事項は、

①閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

②役員等関係者への特別の利益供与の禁止

③地域における公益的な取組の実施を責務として規定

④所轄庁による指導監督の機能強化（実施事業が県域、市域をまたぐ法人の所轄庁の変更等）

⑤社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し（障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し）

⑤については、同制度に加入している障害者支援施設・事業所を運営（運営）する社会福祉法人に対して、同制度の運営を担う独立行政法人福祉医療機構より、参議院本会議での可決を目途に取扱いについての案内をすすめる旨の説明を福祉基盤課から受けています。詳細については、福祉医療機構にお問い合わせください。

### ●社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成28年3月17日参議院厚生労働委員会

（※昨年の衆議院での附帯決議に記載のない内容は\_\_\_\_\_を引いている）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遺漏なきを期すこと。

また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行うこと。

二 事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。

三 いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に支障を来すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されるようにすること。また、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。

四 事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積立事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積立不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。

五 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。

六 社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることに鑑み、また指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。

七 社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。

八 現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討すること。また、介護人材の現状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たっては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。

- 九 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないように、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。また、公費助成の廃止の対象となった法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。
- 十 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。
- 十一 介護職員の社会的地域の向上のため、介護福祉士の養成施設ルート<sup>（一）</sup>の国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。
- 十二 将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。
- 十三 介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（平成二十六年法律第九十七号）等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。
- 十四 介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。
- 十五 本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第六条の四の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。

▽参議院ホームページ掲載 議案情報 厚生労働委員会▽

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議

[http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/futai\\_ind.html](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/futai_ind.html)

# 県肢連便り

## 第49回全国大会（神奈川）の周知をお願いします。

平成28年度の全国大会は神奈川県横浜市で開催いたします。大会の概要並びに、3月現在の各県肢連からの参加予定人数は以下の通りです。

	参加人数	開催案内 発送数		参加人数	開催案内 発送数		参加人数	開催案内 発送数		参加人数	開催案内 発送数
北海道	20	50	東京都	95	25	滋賀県	10	15	徳島県	3	5
青森県	3	0	神奈川県			京都市	14	15	高知県	未定	未定
秋田県	3	0	山梨県	35	18	奈良県	10	30	愛媛県	3	7
岩手県	1	2	長野県	40	20	大阪府	18	20	福岡県	24	10
山形県	0	0	新潟県	30	0	和歌山県	7	10	佐賀県	2	2
宮城県	4	20	富山県	1	2	兵庫県	6	0	長崎県	2	2
福島県	3	20	石川県	11	18	鳥取県	10	10	大分県	1	3
栃木県	30	15	福井県	0	10	岡山県	8	5	熊本県	0	0
茨城県	25	20	岐阜県	3	3	島根県	0	1	宮崎県	3	3
群馬県	20	30	静岡県	5	3	広島県	4	5	鹿児島県	3	10
埼玉県	未定	未定	愛知県	15	10	山口県	5	9	沖縄県	17	20
千葉県	40	10	三重県	6	3	香川県	11	35			

各県肢連におかれましては、新年度の役員会や総会、各種会合などで会員に対し、第49回全国大会開催の周知並びに参加促進へのご協力をお願いします。

### 大会テーマ 「住み慣れた地域で、共生社会の実現！」

～使えるサービスの実現、充実をめざして～

### 大会日程

#### ◆第1日目 7月30日（土）神奈川県立県民ホール

- ・基調講演「住み慣れた地域で、安心して暮らすために障害者差別解消法をどう使うか」  
～日常生活・就学・就労の観点から～  
講 師 D P I 副議長 尾上 浩二 氏
- ・分 科 会：医 療「肢体不自由児者の日常生活を支える地域医療の在り方と実践」  
生活支援「住み慣れた地域での生活支援の在り方と実践」  
教 育「教育現場における、肢体不自由児のインクルーシブ教育」
- ・情報交換会：横浜港大さん橋ホール(横浜港大さん橋国際客船ターミナル)

#### ◆第2日目 7月31日（日）神奈川県立県民ホール

- ・公開フォーラム

『障害者スポーツ（パラリンピックとは）』～ボッチャと私～

アジアユースパラリンピック マレーシア大会 日本代表 和田 一樹氏・加藤 稚菜氏

『ロボットリハビリテーション最前線』

神奈川県総合リハビリテーションセンター 神奈川県リハビリテーション病院

リハビリテーション科 統括部長 横山 修氏

## \* 会長・事務局長交代及び事務所移転のお知らせ \*

○熊本県肢体不自由児者父母の会連合会（平成28年4月1日付）

前：会 長 田中 外至 氏 → 新：会 長 松村 馨 氏

※前会長 田中 外至 氏は相談役に就任

前：事務局長 井上 洋一 氏 → 新：事務局長 加賀野 幸子 氏

●新住所（平成28年4月1日より）

〒861-5271 熊本県熊本市西区中原町370-4

生活介護支援センターあゆみ内

TEL:096-273-6518 FAX:096-273-6519

### 事 務 局 よ り

平成28年度を迎えました。本年度もどうぞ宜しくお願いいたします。

新年度を迎えるにあたり事業計画作成のため各種の聞き取りをお願いしています。年度末、新年度で業務ご多忙のところ申し訳ございませんが下記事項について未提出の場合は、締切期日までのご提出にご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆平成28年度総会(5月21日開催)の出欠回答 4月8日(金)

◆「療育キャンプ(国庫・JKA)」事業実施計画書提出 4月15日(金)

※療育キャンプについては事業計画を提出れた県肢連に別途「事業計画書」の提出をお願いしています。補助事業の内定は4月下旬になる見込みです。

◆「さわやかレクリエーション&キャンプ」事業実施計画書提出 4月20日(水)

※補助事業の対象になるのは、A・B申請ともに6月～12月内に実施される事業です。現時点で期日等が決まっていないような場合は事務局迄ご相談下さい。なお実施は地区父母の会でも結構ですが、申請書は必ず県肢連を通して提出下さい。事業実施計画書提出に係る手続きの詳細は助成金申込要領をご覧ください。

### 4 月 の 行 事 予 定

12日(火)	全肢連第1回常任委員会	東京在宅サービス会議室
14日(木)	平成28年度JKA補助事業説明会	公益財団法人JKA
15日(火)	平成28年度第1回障連協セミナー	全社協会議室
21日(木)	全国心身障害児福祉財団父母連絡会議	全国財団会議室
22日(金)	全社協・障連協実務者会議	全社協会議室
22日(金)	2016年度韓国CPサッカー大会	韓国ソウル
28日(木)	スプリングミュージックパーティー 「わ」124号発行日	テレビ神奈川